

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 大 正 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月15日（木） 午前10時から 午前11時30分までの間
開催場所		大阪府大正警察署 4階 講堂
出席者	委員	渡邊会長 仲田副会長 吉井委員 飯伏委員 田口委員 小畑委員
	警察	署長、総務課長、生活安全課長、地域課長、交通課長、警備課係長、 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆様おはようございます。 平素は、大正区の安全と治安のために御尽力いただき、誠にありがとうございます。 昨今、朝、夕と気温の寒暖差、十分体に気を付けていただいて、お仕事に励んでいただきたいと思います。 本日、有意義な会議でありますようお願いいたします。 2 署長挨拶 皆様、おはようございます。 本日は、公私にわたりお忙しい中、大正警察署協議会定例会議に御出席いただき誠にありがとうございます。 委員の皆様には平素から犯罪や事故のない、安全な大正の実現に向け様々な警察活動の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。 本日は、令和6年度第二回目の定例会議になりますが、これまでの会議と同様に御意見、御要望等をお聞かせいただきまして、それらの御意見を今後の大正警察署の業務運営に役立てていきたいと考えておりますので、本日は、どうか、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。 結びに、年の瀬も近づいて参りましたが、今後、益々の委員の皆様の御健勝と御多幸を祈りまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。 3 業務説明等 (1) 生活安全課 特殊詐欺について 各種取り組み（ＡＴＭ機における声掛け・振り込み詐欺未然防止協力者に対する表彰・ＡＴＭ機床面における錯視シートの設営）、特殊詐欺防止イベントの開催、特殊詐欺発生防止対策（高齢者に対する家族による声掛け、ＡＴＭ機での振り込み限度額の引き下げ等） (2) 地域課 地域安全活動について (交番連絡協議会、地域講習会、合同パトロール、広報活動の実施等) (3) 刑事課 連続強盗事件の傾向と対策について

(犯罪実行者募集情報(闇バイト)の状況、強盗の手口、匿名流動型犯罪グループによる強盗事件発生状況、防犯対策等)

(4) 交通課

交通事故発生状況及び道路交通法の一部改正について
(令和6年度10月末における交通事故発生状況、交通事故の発生時間帯事故の累計及び特徴、道路交通法の改正による自転車通行の厳罰化等)

(5) 警備課

大阪・関西万博に向けた警察の取り組みについて
(関西万博の概要、関西万博に向けた警察の取り組み、関西万博における警備対策、各国及び日本におけるテロ発生状況、テロ防止対策)

4 質疑応答

(1) 交通違反について

【委員】

大正通りの三軒家交差点に自転車専用の横断歩道があり、よくそこを歩行者が横断しているのを見かけます。

その場合でも横断している歩行者が渡り終わるまで停車しなければ歩行者妨害となるのでしょうか。

私が車に乗っている時に、この場所で歩行者の方が横断されていたので停止していたところ、後方の車からものすごくクラクションを鳴らされてしまいました。

【警察】

御質問の場所については、大正通りと大浪通りが交差する三軒家交差点の南詰となり、ここに東西に渡るための自転車横断帯が設置されています。

御質問の結論にあっては、横断歩道の無い交差点又はその直近を歩行者が歩いていた場合、車のドライバーは、歩行者が渡り終えるまで停車しなければならないという事です。

これは、道路交通法第38条の2で横断歩道の無い交差点における歩行者の優先について明記されております。

車両等は交差点又はその直近で、横断歩道のない場所において歩行者が道路を横断している場合は、その歩行者の通行を妨げてはならないとなっているからです。

つまり、歩行者の通行を妨げると横断歩行者に対する妨害として交通違反になりますので、十分お気を付けください。

また、後方の車からクラクションを鳴らされても、自分の目の前の安全をしっかりと確認して対応していただけたらと思います

(2) 制服警察官による交通違反取締りについて

【委員】

以前にも申し上げましたが、自転車の信号無視が多いと感じています。

中には、子供を乗せて信号無視をする方もおられて驚かされます。

最近、信号無視の自転車を警察官が取り締まっているのを見かけたのですが、「許して」と言っている女性に「許せません」と警察官が毅然と言っているのを見かけました。

全国地域安全運動大正区民大会でも自転車の話がありましたし、新聞等でも自転車の罰則のことが書かれていました。

引き続きよろしくお願いします。

【警察】

まず、各団体からも、大正区民の自転車マナーがとても悪いという声は、たくさんお伺いしております。

皆様のお手元にもチラシを配らせていただきましたが、これを見ていただきたいと思います。

チラシに記載されているとおり、現在、道路交通法が一部改正され、自転車の禁止行為として、酒気帯び運転とながらスマホ、これを含めた16類

型の交通違反が定められております。

これらの禁止行為を3年以内に2回以上違反したり、事故を起こせば、自転車運転者講習の受講対象となります。

また、この受講命令に従わない場合、5万円以下の罰金に処せられますので、交通ルールをしっかりと守っていただきたいと思います。

私たち大正警察署も、車やバイクと同様、引き続き自転車の運転者に対して積極的な交通取り締まりを行って参りたいと思います。

(3) 自転車に対する罰則について

【委員】

自動車の場合、免許の反則金という形になるのですが、自転車の場合、免許が無いので、罰金か懲役という形になってくると思うのですが、これは前科がつくという形でよろしいのでしょうか。

【警察】

反則金でしたら影響は無いのですが、事件として送致する場合は、前科となります。

酒気帯び運転で検察庁へと送るような事件となってくれば前科となります。

ただ、自転車の交通違反が、全て前科がつくかといえそうではなく、16類型の内、信号無視をした場合などで、赤切符を措置した場合については前科になりません。

ただ、違反歴としては残ります。

(4) 交通規制について

【委員】

大正区鶴町4丁目にある三差路（千歳橋南交差点）において、生コン等を運ぶ大型トラックが鶴浜通筋線を東から西進してきた後、この交差点を右折して工場内へと入っていきます。

同所には、道路標識が設置されているのですが、その表示には大型車は直進しかできないと表示されています。

この場所で右折して工場内に入っても違反ではないのでしょうか。

【警察】

この御質問の場所についてですが、鶴町の北側にあるシティバスの鶴町営業所の近くにあり、三差路の千歳橋南交差点になります。

千歳橋を渡ってきた大型のトラックが、この千歳橋南交差点を右折して工場に入るといふものです。

この交差点には、信号の横に標識が設置されており、この標識は、指定方向外進行禁止標識となり、交差点は、表示された方向以外は進行禁止となります。

更に、標識の下に補助板がついており、大型自動車、特定中型自動車、大型特殊自動車、バスが規制の対象となり、この千歳橋南交差点は、大型トラック及びバスは、右左折禁止となります。

つまり、この質問の回答については、生コン等を運ぶ大型トラックは、交通違反になるということが言えます。

しかし、先日、現場を確認して判明したのですが、この御質問のとおり、千歳橋から来た大型車両は千歳橋南交差点を右折することができません。

また、大型車両をグルッと迂回させて反対車線に出て、交差点内を左折させて入場させる場合、交差点内に指定方向外進入禁止の交通規制があるため、交差点内を左折する事もできません。

また、シティバス鶴町営業所前の交差点から千歳橋南交差点までの間については、終日、大型トラック及びバスの通行が禁止されているため、直進しても入ることが出来ないという事も分かりました。

更に、この交差点についての交通規制の経緯について調べてみたところ、平成16年の8月ごろに現在の交通規制の標識が設置されていることが分か

りました。

この指定方向外進入禁止の交通規制を設置した理由は、設置した当時、大型トラックが入る工場が存在していなかったという事で、交差点を右左折する車両がなかったことから、ドライバーに、「直進しか行けませんよ」という事を強調させる指定方向外進行禁止の標識を設置しても問題ありませんでした。

しかし、平成26年から27年に、工場への出入口が交差点付近に出来たため、直進しかできない指定方向外進行禁止の標識との間で不具合が生じてしまったということです。

現状、全ての交通規制に従いますと、この千歳橋南交差点から工場へ入ることは出来ません。

結果としまして、先日ですが、工場の責任者と話をし、まず、この交差点から入ることは交通違反になることを説明し、他の出入口があるのであれば、そちらを使用するように指示をしております。

ただ、千歳橋南交差点の周辺は、高齢者の方がよく集う公園がありますし、沢山の住宅街や一軒家、近くに小学校もあり、そちらに通うお子さんも沢山住んでおられます。

正しい入口から入場をさせるために、大型トラックを公園や集合住宅等の狭い道路を使って迂回をさせることは、逆に交通事故を発生させる危険があります。

なので、現在、環境に見合った交通規制に変更をしようと検討しております。

少し時間が掛かりますが、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。

(5) 交通取締りについて

【委員】

私の家の近くで、バイクの排気ガスと騒音（エンジン音）があります。もっとひどくなれば、どこに相談すればよろしいでしょうか。

【警察】

御質問のようなバイクの騒音等がありましたら、110番又は大正警察署に連絡をください。

また、どこの住民の方なのか、教えていただけましたら、警察官が直接注意をしに行きます。

その際、通報者が誰なのか等の個人情報については絶対に伝えないので、安心して通報していただけたらと思います。

(6) 交通規制について

【委員】

大正通りの大正消防署泉尾出張所付近で、南から北方向へと進んでいた車やトラックが交差点（三軒家東4丁目交差点、三軒家南交差点）で反対車線に飛び出した状態のまま、歩道を横断している方が渡り終わるのを待って停車し、車線を塞いでいるのをよく見かけます。

南行きの車両がクラクションを鳴らしながら衝突をかわしているのを見かけます。

この場所を完全に矢印信号にする等の対策は可能なのでしょうか。

【警察】

御質問の場所についてですが、大正通りにあり、三軒家南交差点と三軒家東4丁目交差点の2か所の交差点になります。

交差点を右折する車両が横断歩道を通過する歩行者や自転車が渡り終えるまでを待つのに、対向車線を塞ぐというものです。

先日、現場に行き、2か所の交差点の車や歩行者等の流れについて調査してきました。

まず、三軒家南交差点についてですが、この交差点には、右折矢印のない見通しのよい信号が設置されております。

議 事 概 要

こちらの調査結果は、対向車線の北から南に直進する車両の台数があまり多くありませんでした。

南北の車両用の信号が青色の時、南から東へ右折する車両の台数は1台から3台程度でした。

通常の信号で全ての車両が右折することが出来ておりました。

このことから、現在の信号サイクルでは、交通に影響は無いと思料します。

もしも、御質問のとおり矢印の時だけ右折させる方法にしますと、一番長い時間の直進車両の信号秒数を削る事になり、それをすると、直進車両の渋滞のおそれがあります。

よって三軒家南交差点は、今まで通りの方がベストだと思われます。

次に三軒家東4丁目交差点ですが、こちらは、すでに右折矢印が設置されている交差点になります。

三軒家東4丁目交差点については、車や歩行者等の流れを調査した結果、南北の車両用信号が青色、又は、右折矢印が点灯中、南から東へ右折する車両の台数は3台から6台程度でした。

通常の信号で全ての車両が右折する事が出来ておりました。

以上の事から、現在の信号サイクルで交通への影響は無いと思料します。

また、御質問のとおり、矢印信号の時だけ右折する方法だと、こちらの直進の秒数を削る事になり、更に、一つ手前の交差点までの距離が短いことから、後方の交差点まで渋滞が伸びるデメリットが生じるおそれがあります。

そこで、三軒家東4丁目についても、今まで通りがベストだと思われます。

あとは、車両のドライバーさんの右折するタイミングと、直進するドライバーさんの事前の危険予測の運転のお話になってきますので、今回いただいた御質問を活かしまして交通安全教室等をしっかりと行っていきたいと思います。

(7) 交通取締りについて

【委員】

泉尾東小学校正門前の一方通行道路は、時間指定がされているのですが、その時間指定を守らず通行する車が多いです。

事故等も発生しており、小学生が多く利用する道路なので取締りをよろしくをお願いします。

【警察】

本件の御質問の場所につきましては、泉尾東小学校の南東側にあります一方通行道路になります。

こちらの一方通行道路はスクールゾーンということで、終日、大型車両の通行禁止、朝の通学時間帯である午前7時30分から午前9時までの間及び帰宅時間帯である午後2時から午後5時までの間について、自転車等を除く車両の通行禁止の交通規制がかかっています

先日、通行禁止の時間帯である午後3時からの30分間、小学校の正門前で、調査を行ってみたところ5台の車両が通行してきました。

その内の1台の車を止めて、聴取したところ、時間帯による通行規制がかかっていることを知らなかったという事でした。

この通行禁止の入口となる南泉尾公園前交差点、こちらには標識だけではなく、しっかりとした立て看板が設置されていましたが、ドライバーにはこの看板が目に入っていないようでした。

そこで、御提案になりますが、この立て看板を変更してみてもいいかでしょうか。

大阪マラソンや大阪女子マラソンの大規模な交通規制を担当し、立て看板のデザインについて、私自身、過去に勉強した経験があります。

立て看板のポイントは、一番最初に見て欲しいところを、見やすい位置に大きくすることです。

あくまでも例ですが、二つの例を考えてみました。

一番見てほしい時間、こちらを強調したシンプルな看板をデザインしてみましたので参考にいただけたらと思います。

また、この通行禁止の時間帯ですが、交通と交番の警察官で取締りを随時行っております。

子供達の安全を守るためにも、本日、いただいた御意見を意識して引き続き、交通指導取り締まりを強化していきたいと思っております。

5 会長終わりの挨拶

沢山の御説明ありがとうございました。

本日、お伺いしたお話については、非常に興味のあることばかりで、特に特殊詐欺の話については、私の家の近所の南恩加島においても、セブンイレブンには署長からの詐欺防止の感謝状が4枚も貼られていました。

あのような場所で4回も表彰されるなんて、自身の身近に詐欺のような事案が起きているという事で、怖いなとも思いました。

関東方面でも、闇バイト強盗のような事件が発生しており、私の御近所の主婦の方たちも「怖いね」と話をしていましたので、私自身も、自宅において防犯ガラスや防犯カメラを設置しました。

今後共よろしくお願いします。